

第 20 回総会議事録

(令和 4 年 2 月 25 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第20回総会 議事録	
日 時	令和4年2月25日(金) 14時00分～15時40分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 18名 欠席委員数 1名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 特定法農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第12号議案 農用地利用配分計画の意見照会について</p> <p>第13号議案 令和5年度税制改正要望について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した1月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 農地所有適格法人の事業の状況報告について</p>
審議結果	<p>第1号議案 28番 許可</p> <p>第2号議案 2番 証明発行</p> <p>第3号議案 29番 許可相当</p>

	<p>第4号議案</p> <p>26番 許可相当</p> <p>27番 許可相当</p> <p>28番 許可相当</p> <p>29番 許可相当</p> <p>第5号議案</p> <p>41番 証明交付</p> <p>42番 証明交付</p> <p>43番 証明交付</p> <p>44番 証明交付</p> <p>45番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>22番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>36番 利用確認</p> <p>37番 利用確認</p> <p>38番 利用確認</p> <p>39番 利用確認</p> <p>40番 利用確認</p> <p>41番 利用確認</p> <p>第8号議案</p> <p>11番 証明発行</p> <p>12番 証明発行</p> <p>第9号議案</p> <p>19番 協力</p> <p>20番 協力</p> <p>21番 協力</p> <p>第10号議案</p> <p>7番 承認</p> <p>第11号議案</p> <p>決定</p> <p>第12号議案</p> <p>承認</p> <p>第13号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員18名、欠席委員1名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>

議長	<p>それでは、ただ今から第20回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号2番 野路 幸子委員、3番 金子 利一委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>28番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は都筑区牛久保町で営農しており、主に植木畑、一部露地野菜畑や果樹畑として耕作しています。このたび譲受人は農業の規模拡大をするため、申請地1筆、約10aの購入を希望しました。譲渡人は規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の世帯としての経営農地は、この手続きを経ると約93aで、都筑区の下限面積30aを超えています。経営農地は植木、果樹、竹、露地野菜等を良好に耕作しています。農作業の常時従事者数は3名で、通年で農作業に従事しています。トラクターや耕耘機等の大農機具も所有しています。自宅から申請地までの通作距離は300m、徒歩で5分です。申請地の現況は、果樹および休耕状態ですが、今後は露地野菜畑、一部果樹として利用するとのことです。周辺との調和要件の点でも、隣接地を耕作しているため問題ありません。</p> <p>以上、第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えています。</p>
議長	<p>28番について、地区担当の栗原委員の意見はいかがですか。</p>
栗原智委員	<p>2月14日に現地を確認しました。譲受人の所有農地はきれいに耕作されています。何ら問題はありません。</p>
議長	<p>28番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、28番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、28番は許可と決定します。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について」審議します。2番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>申請者は藤沢市で約331a営農されており、主に露地野菜や施設野菜を営農されています。このたび申請者は農業拡大をするため、申請地1筆、約21aの購入を希望されました。</p> <p>申請者の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約352aで、都筑区の下限面積30aを超えています。申請者の営農農地が適正に耕作されていることは、藤沢市農業委員会が発行する所有経営面積証明書により確認しています。また、藤沢市</p>

農業委員会にヒアリングしたところ、2020年12月に3条許可の現地確認をしているが特に問題は見受けられなかったとのこと。申請地では梅を栽培するとのこと。

申請者の農作業の常時従事者数は5名で、通年で農作業に従事されています。自宅から申請地までの通作距離は25km、車で72分です。農薬の使用方法等について地域の防除基準に従う等、周辺との調和要件の点でも問題は見当たりません。

以上より、農地法第3条第2項の各号に該当せず、証明書交付は妥当であると考えます。申請地については、2月17日に角田委員と立会いご確認いただいております。なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的に行い、その後の総会で報告します。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 2番について、地区担当は私になります。2月17日に現地を確認しました。何ら問題はありません。

議長 2番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、2番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、2番は許可相当とし市に進達します。
続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。29番について、事務局から説明してください。

事務局 申請人は自宅前と周辺から離れている申請地の耕作ができておりません。農地の有効利用を考えていたところ、駐車場として借りたいとの申し入れがあり転用するものです。借受法人は、都筑区の事業所近くに商品車、社用車を駐車していましたが、4月に解約することとなったため新たな駐車場を探していました。事業所から300m以内で、現在利用地の20台分のスペースが確保できる土地は他にありませんでした。

立地基準は、第2種農地です。500m以内にセンター南駅があります。

被害防除について、場内は浸透性アスファルト舗装による自然浸透とします。西側、東側は既存鋼板高さ50cmをそのまま活かします。南側には、鋼板高さ50cmを新設します。北側は既存鋼板がありますが、出入口とするため撤去します。

申請人の所有農地に違反はございません。

他法令に関しまして、前面道路が河川管理通路となっておりますが、横浜市管理の道路であり公共の道路のため通行に問題ない旨、都筑土木事務所に確認済みです。

計画・被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えています。

議長	29 番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	特に問題ないと考えます。
議長	29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、29 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、29 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。26 番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、港北区日吉七丁目に事業所を構える関東圏で家電リサイクル業を営んでいる法人です。以前賃貸していた駐車場の解約を余儀なくされ、現在は規模を縮小して残りの事業地内にトラックを駐車しています。ただ、業務に大きな支障が生じているため、現在の事業所から15分圏内で同程度の面積がある土地を探していたところ、希望条件を満たす唯一の土地であり、譲渡人の所有農地で面積が合致するのは申請地のみでした。現在、緊急で車両をとめている事業所及び倉庫のスペースは従前のおり倉庫としてリサイクルする家電を置く計画です。</p> <p>立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から500m以内に位置し、10ha以上の農地に含まれません。また、申請人の所有地には違反転用はありません。</p> <p>場内は基本砂利敷きとし雨水は自然浸透とします。隣地との境界には高さ 2 から 3 mの鋼板を設置し、土砂流出を防ぎます。北側農地の所有者には転用計画が説明され了承を得られています。</p> <p>東側の法面際には80cmほどの幅で緩衝地帯を設け、既存の土嚢や草を活かして法面を保護します。</p> <p>他法令の手続きについてですが、今回の転用計画において、整地面積497㎡と500㎡を下回るため、宅造の許可は不要であることを建築局調整区域課に確認済みです。</p> <p>申請地については、大立委員にご確認いただいております。以上、御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	26 番について、大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	問題はないと考えております。
議長	26 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、26 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、26番は許可相当とし市に進達します。 続いて、27番について、事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は、都筑区茅ヶ崎東三丁目に本店、瀬谷区目黒町に自社工場がある産業廃棄物収集運搬及び処理業者で、工事現場や事務所等に空のコンテナを置き、産業廃棄物が溜まると回収し、工場で分別をしています。その業務に利用するコンテナを保管するスペースが足りず、積み重ねることがあり危険な状態です。また、産業廃棄物の受け入れ及び仕分けスペースも足りず、作業効率が悪くなっています。加えて、産業廃棄物の持ち込みの来客が立て込むと手狭になり、脱着装置付きコンテナ専用車等の業務車両を路上駐車することがあります。そのため、コンテナ54台、業務車両7台の置場が必要となり転用申請するものです。</p> <p>立地基準は第3種農地です。500m以内に小机町宮原公園とあざみ歯科医院があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。</p> <p>被害防除について、敷地内は砂利敷きにし、雨水は自然浸透させます。出入口は北西側に設け、北、東側は既存コンクリートブロック、南東側は既存の植栽、土留め、土嚢を活かします。西側の譲渡人所有農地との境は単管パイプ及び鉄板を設置し、土砂流出を防止します。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>現地は、地区担当の大塚委員に確認いただきました。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	27番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。
大塚委員	何ら問題はありません。
議長	27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27番は許可相当とし市に進達します。 続いて、28番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は保土ヶ谷区で交通標識工事業を営む法人です。現在、都筑区南山田町で駐車場及び資材置場として土地を借りておりますが、新たに受注する工事の関係で現在保有する資材と比較して3倍程度の資材と業務車両を置ける土地を必要としてお

り、譲渡人が所有する隣地の雑種地と一体で購入する話がまとまり本申請に至りました。

立地基準は第3種農地で300m以内に第三京浜道路の都筑インター入口があります。

被害防除については、敷地内は砕石敷きにし雨水は自然浸透させます。隣地境界は既存コンクリートブロック、コンクリート擁壁及びネットフェンスを生かし、北側には土留鋼板を新設します。

申請者に違反転用はございません。

他法令の手続きですが、申請地は宅地造成工事規制区域内ですが、今回の工事について高低差を示した図面等を提示した上で相談し手続き不要な旨、建築局調整区域課で確認済みです。

現地は、地区担当の加藤委員に2月16日にご確認いただいております。以上、計画・被害防除も適切に行われることから許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

28番について、地区担当の加藤委員の意見はいかがですか。

加藤委員

2月16日に現地を確認しました。問題ありません。

議長

28番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、28番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、28番は許可相当とし市に進達します。

続いて、29番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は、譲渡人の次男です。現在、旭区西川島町の賃貸住宅に住んでいますが、子供が生まれ、現住居が手狭となってきたため、新しい家を探していました。

本家は同居するには手狭であり、本家敷地にもう1棟建てられるだけの余裕もありません。申請地は、本家の東側にあり、今後、両親の介護等が必要になった場合にも都合がよく、他に建築可能な土地もないため、申請地に自己住宅を建てるため転用するものです。

申請地の面積は、分家住宅の敷地規模基準である125㎡以上300㎡未満である297㎡です。

立地基準は、第3種農地です。500m以内に川島小学校と川島町公園があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

北側の一部は道路に、西側の一部は本家敷地に、それ以外は譲渡人の所有農地に隣接しています。敷地内は芝張り及び通路部分は砂利敷きとし、浸透枮を設置して雨水

は自然浸透させます。汚水は敷地内にて集水し、前面道路の公共下水道へ接続し排水します。

周囲は防水塗装した松杭で囲い、申請地に対して隣接農地側が低くなる南側、東側及び北側の一部には松の横板を設置し、土砂流出等を防止します。

譲渡人の農地法上の違反についてです。「第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」の45番で、申請受付済みです。

譲受人に農地法上の違反はありません。

建築許可申請は、2月9日に建築局調整区域課で受付済みです。

都市計画法第53条に基づく許可申請は2月9日に建築局都市計画課で受付済みで、18日付で許可済みです。

2月16日の午前中に地区担当の白井委員に現地を立会いいただいています。

以上、第5号議案の議決を要件として、5条許可相当として市へ進達したいと考えますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 29番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。

白井委員 2月16日に現地を確認しました。何ら問題はありません。

議長 29番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、29番に第5号議案45番の非農地証明の交付決定を条件として、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、29番は条件付の許可相当とし市に進達します。
続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。41番から45番までについて、事務局から説明してください。

事務局 41番について、立地基準は第3種農地です。23年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

42番について、第2種農地です。14年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

43番について、立地基準は第3種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

44番について、立地基準は第2種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

45番について、立地基準は、第3種農地です。平成19年の航空写真により、進入路として14年間使用されていることを確認しています。

議長 41番から45番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、41番から45番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、41番から45番までにつきまして証明交付とします。
続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。
22番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては、2月17日に相続人・根本委員・事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。
以上から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、御審議をよろしくお願いたします。

議長 22番について、地区担当の根本推進委員の意見はいかがですか。

根本推進委員 露地野菜畑として適正に管理されており、問題ありません。

議長 22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、22番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数のため、22番は証明交付とします。
続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。36番について、事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件につきましては1月12日に事務局と阿部委員と対象者とで現地立会いを行いました。写真をご覧ください。
現地調査の結果、露地野菜畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。
以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 36番について、地区担当の阿部委員の意見はいかがですか。

阿部委員 適正に管理されており、問題ありません。

議長	<p>36 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、36 番について適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、36番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。続いて、37番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては1月19日に事務局と小山委員と対象者とで現地立会を行いました。写真をご覧ください。</p> <p>現地調査の結果、露地野菜畑として当該農地が適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p>
議長	<p>37 番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。</p>
小山推進委員	<p>1月19日に事務局と現地を確認しました。熱心に耕作されており、問題はないと考えております。</p>
議長	<p>37 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、37 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、37番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、38番と39番に関しては関連案件になりますので、まとめて事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの2つの議案は関連案件です。38番の対象者は被相続人の息子で、39番の対象者は被相続人の孫で、お二人は親子です。こちらの案件につきましては2月2日の午後に地区担当委員の小山委員と対象者と現地立会を行いました。</p> <p>現地調査の結果、対象の農地は果樹畑として適正に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に管理されている旨を報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。</p>

議長	38番と39番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	2月2日に現地を確認しました。果樹を精力的に栽培しており、問題はないと考えております。
議長	38番と39番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、38番と39番について適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め38番と39番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、40番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、2月2日に地区担当委員の小山委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は、露地野菜畑、植木畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	40番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	先日現地を確認しました。良好に耕作されており、問題ありません。
議長	40番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、40番については適正に管理されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、40番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、41番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきまして、2月7日に地区担当委員の平本委員と対象者と現地立会いを行いました。対象の農地は植木畑として適正に管理されていることを確認しております。以上、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長	41 番について、地区担当の平本委員の意見はいかがですか。
平本委員	2月7日に事務局と現場を確認しました。問題ありません。
議長	41番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、41 番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、41番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。11 番について、事務局から説明してください。
事務局	買取申出の事由は、令和3年6月7日に主たる従事者が死亡したため、今後の農業の継続が困難となったためです。 ご審議をよろしくお願いたします。
議長	11 番について、地区担当の大立委員の意見はいかがですか。
大立委員	何ら問題はありません。
議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、11 番について証明交付とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は証明交付と決定します。 続いて、12 番について、事務局から説明してください。
事務局	買取申出の事由は、令和3年5月17日に主たる従事者が死亡したため、今後の農業の継続が困難となったためです。当該生産緑地は自宅前にあり、毎日のように管理されていたとのことです。「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。 ご審議をよろしくお願いたします。
議長	12 番について、地区担当の大矢推進委員の意見はいかがですか。

大矢推進委員	1月21日に聞き取り調査をしました。問題ありません。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、12番について証明交付とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12番は証明交付と決定します。 続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。19番から21番までについて、事務局から説明してください。
事務局	主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、3月4日(金)を期限として事務局までご連絡ください。
議長	19番から21番について、あっせんに協力します。 続いて、第10号議案「特定法農地貸付法に基づく特定農地貸付けの承認について」審議します。7番について、事務局から説明してください。
事務局	本申請はすでに開設中の認定市民菜園について面積変更の申請があったものです。 申請地は、令和元年12月、1～48番の48区画に「シオザワファーム」の名称で開設しました。その後、令和3年3月に49～52番の4区画で「シオザワファーム2」を開設しました。今回は更に53～63番の11区画を追加開設するとともに「シオザワファーム2」を統合し「シオザワファーム」全63区画へ変更するものです。 なお、北西側の一部農地は自作地として引き続き開設者自ら耕作を続けます。 横浜市との貸付協定は令和4年2月10日に結んでおります。 現地は2月17日に新川委員にご確認いただきました。 以上の申請内容からご審議のほどお願いいたします。
議長	7番について、地区担当の新川推進委員の意見はいかがですか。
新川推進委員	2月17日に現地を確認しました。問題はないと考えております。
議長	7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長 賛成多数と認め、7番は承認と決定します。続いて、第11号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 今回、農用地利用集積計画が決定されますと、3月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告がなされ、4月1日から利用権設定が開始になる予定です。設定筆数は336筆、面積は301,509.8㎡です。内訳は、個人同士の利用権設定のほか、市等が借りるもので農地中間管理機構として神奈川県農業公社が借りる農地、一般法人が借りるものがあります。議案書34ページ以降は各筆明細です。

議長 第11号議案について、意見、質問等がありますか。
無いようですので、第11号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第11号議案については決定とします。続いて、第12号議案「農用地利用配分計画の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 議案書56ページ「区別設定内容一覧」について、記載しております。こちらは農地中間管理事業として中間管理機構である農業公社が借り受け、農用地利用配分計画に従って耕作者である借り手に貸し付ける計画です。本議案は農業公社が作成した農用地利用配分計画について、ご意見を伺うものです。
今後、利用集積計画により所有者から公社への利用権が設定されると4月以降にこの利用配分計画の決定手続きが行われ、公社から耕作者への賃貸が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は令和4年6月1日です。57ページからは各筆明細となっており、実際の耕作者がこの表の権利の設定を受ける者になります。

議長 第12号議案について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、第12号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、承認とします。
続いて、第13号議案「令和5年度税制改正要望について」審議します。事務局から説明してください。

事務局 先月、皆様にご意見を提出していただいた結果を集約し、議案書として掲載しております。本日の総会を得て議決された横浜市中央農業委員会としての税制改正要望

	<p>については、3月末までに神奈川県農業会議に報告いたします。それでは、順番にご説明します。</p>
事務局	<p>項目1（1）について説明</p>
議長	<p>項目ごとに審議します。</p> <p>項目1（1）の説明について、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、項目1（1）については案のとおり決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>（挙手）</p>
議長	<p>賛成多数と認め、項目1（1）については原案のとおり継続とします。</p> <p>続いて、項目2（1）について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>項目2（1）について説明</p>
議長	<p>今の説明について、意見、質問等がありますか。</p>
坂田委員	<p>この要望内容については、これまで長く継続して提出しているが、要望が通らない理由は分からないのか。</p>
事務局	<p>明確な理由はわかりませんが、少なくとも昨年に神奈川県農業会議からは国へ要望として上がっています。</p> <p>税制改正要望の内容については、法改正が必要なものが多いため容易ではないですが、継続して要望し続けることが重要と県農業会議からも聞いています。</p>
議長	<p>他に意見、質問等がありますか。</p>
栗原委員	<p>要望に対して、書面での具体的な回答はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>税制改正要望に関しては、書面による明確な回答はありません。国の動向や税制改正の大綱などにより、要望が通ったかを確認することになります。</p>
議長	<p>他に意見、質問等がありますか。</p>
小池委員	<p>農業用倉庫等に関しては、減価償却資産として手当てされている部分もありますし、土地に関しては個人版の事業承継税制で対応できるものもあると思いますので、まったく手当されていないわけではないのでしょうか。</p>
議長	<p>他に意見、質問等がありますか。</p>

	<p>無いようですので、項目 2 (1) については案のとおり決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、項目 2 (1) については案のとおり決定とします。 続いて、項目 2 (2) について、事務局から説明してください。</p>
事務局	項目 2 (2) について説明
議長	<p>今の説明について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、項目 2 (2) については案のとおり決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、項目 2 (2) については案のとおり決定とします。 議事については終了しましたので、報告事項第 1 号から第 8 号について、野路委員 お願いします。</p>
野路委員	報告事項第 1 号から第 8 号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第 1 号から第 8 号まで一括で報告。
野路委員	<p>ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第 1 号から第 8 号までを了承とします。 これをもちまして、第 20 回総会を終了します。</p> <p>(15 時 40 分閉会)</p>

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和4年2月25日開催 第20回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	議事録署名人
3	金子利一		出席	議事録署名人
4	坂田清一		出席	
5	加藤保		出席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		欠席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		出席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		出席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		出席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		欠席	
10	内田英一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		欠席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし